



水土里ネット しんあん

令和4年10月 No.107



神安土地改良区

大阪府茨木市双葉町12番22号

発行人：理事長 小西 要

TEL(072)634-2551 FAX(072)635-9973

E-Mail: info@shin-an.org

ホームページ: http://shin-an.org

4月 れんげの学習



4月 菜の花の観察



5月 さつまいもの苗植え



5月 玉ねぎの収穫



6月 田植え



6月 水辺の学習



**令和4年度
高槻市立三箇牧小学校
総合学習**

令和3年度末現在
地区面積：403.4ha
組合員数：2,129人

7月 菜種の油しぼり



目 次

- 令和4年度第1回臨時総代会開会挨拶 …… 1・2
- 令和4年度第1回臨時総代会開催 …… 3
- 令和4年度総代管外現地研修会 …… 3
- 令和3年度決算・財産状況について …… 4
- 令和3年度農地転用状況 …… 5
- 令和4年度収支補正予算 …… 5
- 令和3年度事業報告について …… 6・7
- 令和4年度 主な事業予定 …… 8
- 用排水調整委員会委員について …… 9
- 施設紹介 …… 10
- お知らせ …… 11・12
- 21世紀土地改良区創造運動活動 …… 13

令和4年度 第1回臨時総代会開会挨拶



開会にあたり一言ご挨拶申し上げます。本日の総代会は、新型コロナウイルス感染症第7波により、更なる感染拡大が懸念されるため、書面での議決権行使が可能とした形で開催させていただきました。

当会議は換気や消毒など、感染対策を施したうえでの開催でございます。皆さまにおかれましては、最後まで慎重にご審議いただきますよう、お願いいたします。

さて、本日ここに令和4年度第1回臨時総代会を開催いたしましたところ、総理事長 小 西 要 代の皆様には何かとご多用の中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

平素は、総代各位には地域の代表としてそれぞれの地域におきまして、本区事業各般に亘り、ご理解とご協力・ご支援を頂きまして、厚く御礼申し上げます。また本日は出席されておりませんが、関係各市におかれましては、格段のご理解をもってご支援いただいておりますことに対し、本席をお借りして重ねてお礼申し上げます。

本日の総代会は、令和3年度決算結了に伴う決算関係書類の承認および令和4年度一般会計第2次収支補正予算(案)ほか1件のご審議をお願いいたしますのであります。

なお、総代会提出議案の作成にあたっては、7月14日ならびに8月8日開催の理事会において慎重に審議を重ね、執行機関として協議決定し、監事会においてもご審議いただいております。

各議案に対して十分にご検討を賜り、議決機関として厳正なるご批判と公正なるご意見を頂戴し、ご賛同を賜りますよう、お願いいたします。

ここで、貴重なお時間を頂き、諸般のご報告をさせていただきます。

1点目は、令和3年度決算であります。当然のことながら、支出の節減と無駄の排除に努め、一般会計におきましては、約1250万円余りを繰り越すことが出来ました。これも一重に皆様方のご理解とご協力・ご支援の賜物でございます。この場をお借りし、厚く感謝とお礼を申し上げます。詳細につきましては、後程事務局より説明いたします。

2点目は、本区の使命であります用水供給についてでございます。今年6月2日の用水期本番に、三箇牧揚水機場4号揚水ポンプが故障し、送水に支障を来すおそれがありましたが、通常よりポンプ運転時間を早めるとともに組合員皆様方のご協力をいただくなどの対応を行い、各地区とも大きな混乱もなく送水することができました。原因につきましては、主電動機のベアリングの不具合が確認され、すでに修理を施し、現在は順調に稼働しており、各地区とも順調に送水を行っているところでございます。

3点目は、事務所建て替えに伴う調査および設計についてであります。

現事務所所在地に埋蔵文化財がある可能性があるため、茨木市教育委員会専門職員の立会による事前調査が必要であり、調査後地質調査および基本設計業務を進めて参りたいと思います。

また、事務所西側の市営駐車場の再開発等に伴い、事務所北側部分の土地については道路用地として売却し、西側の隣接部分については、土地の有効活用のため土地交換を行い、境界を直線化することで協議が進んでおります。今後、市とも連絡を密にし、スムーズに事業が進むよう、協議を重ねて参ります。

第4点目は補正予算でございます。収入面におきましては、三箇牧揚水機場3号揚水ポンプの整備工事と西垣除塵機の緊急工事等を実施するため、維持管理事業積立金の取崩し額を増額し、その工事費に充当するものでございます。

なお、繰越金につきましては、複式簿記会計移行に伴い、特別会計を一般会計に含めるため、決済金の繰り越し分と手持ち現金30万円を合算して1,368万円を計上いたしております。

一方、支出面におきましては、先の4号揚水ポンプの故障を受け、取り急ぎ3号揚水ポンプの主電動機の整備を行うため、揚水機維持費の修繕費を増額補正いたすものでございます。

また、昨今の物価上昇に伴い、揚水機場ほかの電気代ならびに燃料代を増額補正いたすものでございます。

また、埋蔵文化財試掘調査業務ならびに調査設計業務費を合わせまして、事務所費支出の業務委託費を185万9千円増額補正いたします。

なお、細部につきましては、後ほど事務局より詳細説明いたしますので、皆様には慎重にご審議いただきますようお願い申し上げます。開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。



◇ 令和4年度 第1回臨時総代会 ◇

令和4年9月1日、本区会議室において、令和4年度第1回臨時総代会を開催し、次の事項がすべて原案どおり承認ならびに可決されました。

◎ 報告事項

1. 一般主要事務報告について
2. 令和3年度定期監査(第4四半期および決算)の監査報告について
3. 用排水調整委員会委員の補欠選任について
4. 令和4年度配水計画の報告について
5. 給与規程の一部改正について
6. 職員の再雇用に関する規程の一部改正について

◎ 審議事項

1. 決算関係書類の承認について
令和3年度一般会計収支決算書
令和3年度職員退職給与金特別会計収支決算書
令和3年度決済金特別会計収支決算書
令和3年度財産目録
令和3年度事業報告書
2. 令和4年度一般会計第2次収支補正予算(案)
3. 維持管理事業積立金の一部取崩し額の変更について

◎ 報告承認事項

1. 令和4年度一般会計第1次収支補正予算の理事会専決処分の承認について



◇ 令和4年度 総代管外現地研修会 ◇



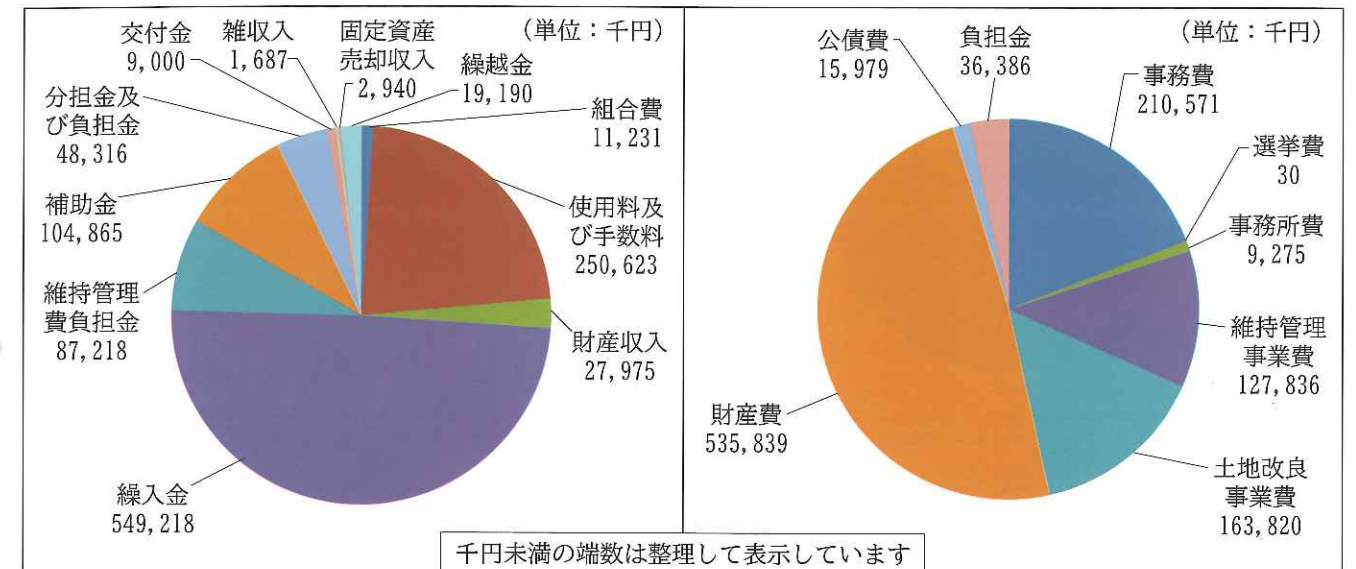
令和4年4月28日に大阪府の最北端に位置する能勢町の西部一円を区域とされる能勢町土地改良区にて総代管外現地研修会を実施しました。能勢町土地改良区の概要や農業の多面的機能支払交付金活動について研修しました。

◇ 令和3年度 決算状況について ◇

【一般会計】

収 入 1,112,263,203 円

支 出 1,099,736,163 円



収入・支出差引残高金12,527,040円は、令和4年度へ繰越しました。

【職員退職給与金特別会計】

(単位：円)

収 入		支 出	
款	決算額	款	決算額
繰 入 金	2,000,000	職 員 退 職 給 与 金	0
雑 収 入	21,265	積 立 金	2,021,265
繰 越 金	0		
収入合計	2,021,265	支出合計	2,021,265

収入・支出差引残高金はありません。

【決済金特別会計】

(単位：円)

収 入		支 出	
款	決算額	款	決算額
決 済 金	13,946,452	積 立 金	13,161,008
雑 収 入	166	繰 出 金	149
繰 越 金	71,941	予 備 費	0
収入合計	14,018,559	支出合計	13,161,157

収入・支出差引残高金857,402円は、令和4年度一般会計へ繰越しました。

◇ 令和3年度 財産状況について ◇

令和3年度(令和4年5月31日調製)の財産状況は次のとおりです。

(単位：円)

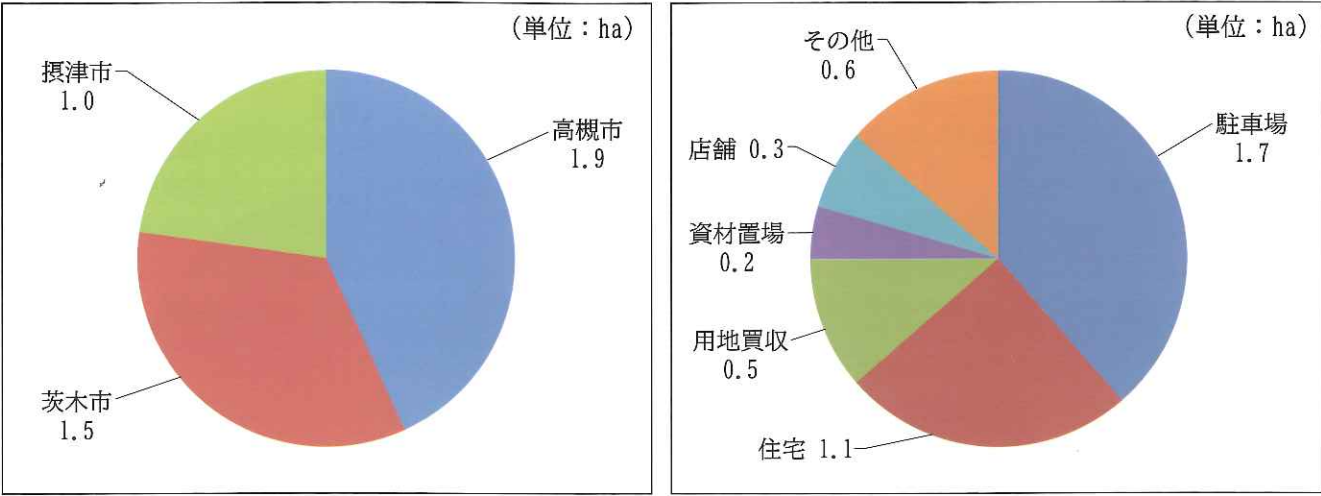
資 産	
流 動 資 産	13,706,402
固 定 資 産	4,599,032,611
計	4,612,739,013

(単位：円)

負 債	
流 動 負 債	0
固 定 負 債	1,981,132,276
計	1,981,132,276

◇ 令和3年度 農地転用状況 ◇

市 別 【転用面積 4.4 ha】 目的別



◇ 令和4年度 収支補正予算 ◇

令和4年度一般会計第1次および第2次収支補正予算は、次のとおりです。
(今回補正分のみ計上しています)

一 般 会 計 第 1 次 補 正

(単位：千円)

収 入	支 出			
	款	既定予算額	補 正 額	予算額合計
補 正 な し	土地改良事業費支出	246,834	540	247,374
	土地改良事業負担金支出	25,766	301	26,067
	予 備 費	5,960	△ 841	5,119
	支 出 合 計	557,604	0	557,604

(△は減額)

一 般 会 計 第 2 次 補 正

(単位：千円)

収 入				支 出			
款	既定予算額	補 正 額	予算額合計	款	既定予算額	補 正 額	予算額合計
土地改良事業収入	153,859	377	154,236	土地改良事業支出	247,374	50,695	298,069
基本財産運用収入	10,095	8,868	18,963	一般管理費支出	235,805	2,773	238,578
特定資産運用収入	2,901	1,458	4,359	借入金返済支出	9,951	△ 264	9,687
交 付 金 収 入	18,000	13,500	31,500	支 払 利 息	610	△ 10	600
雑 収 入	1,445	70	1,515	特定資産積立支出	31,493	3,528	35,021
特定資産取崩収入	59,473	24,993	84,466	雑 支 出	5	37	42
繰 越 金	7,000	6,684	13,684	予 備 費	5,119	△ 809	4,310
収 入 合 計	557,604	55,950	613,554	支 出 合 計	557,604	55,950	613,554

(△は減額)

◇ 令和3年度 事業報告について ◇

1. 地区及び組合員の状況

(令和3年度末現在)

市 名	地区面積(ha)	組合員数(人)
高 槻 市	298.5	1,278
茨 木 市	58.6	429
摂 津 市	44.5	409
吹 田 市	1.8	13
計	403.4	2,129

2. 事業の状況

(1) 維持管理事業の実施状況

ア) 用排水路の維持について(事業費 78,000,000 円)

① 浚渫・清掃事業

事 業 名	事 業 場 所	事 業 内 容
鶴野水路清掃工事	摂津市鶴野1丁目地内	除草・塵芥・土砂・伐採60m・18.2m・4本
そのほか8件の事業		

② 草刈等事業

事 業 名	事 業 場 所	事 業 内 容
番田水路ほか1水路樹木伐採工事	高槻市芝生町1丁目ほか地内	樹木伐採工 15本
そのほか14件の事業		

(着手前)



【番田水路ほか1水路樹木伐採工事】

(竣工)



③ その他事業

事 業 名	事 業 場 所	事 業 内 容
鮎川水路水路壁補修工事	茨木市鮎川4丁目地内	水路壁補修 9箇所
そのほか11件の事業		

イ) 堰・樋門の維持について(事業費 3,500,000 円)

事 業 名	事 業 場 所	事 業 内 容
神子田1号樋改修工事	高槻市三島江2丁目地内	ステンレス製スライドゲート 0.6×1.0 1基
そのほか2件の事業		

(着手前)



【神子田1号樋改修工事】

(竣工)



ウ) ポンプ施設等について(事業費 8,800,000 円)

事 業 名	事 業 場 所	事 業 内 容
安威川取水施設各揚水機場土砂撤去工事	茨木市庄2丁目ほか地内	土砂撤去 5箇所
そのほか12件の事業		

(2) 土地改良事業の実施状況

◇ 一般団体営事業

① 用排水施設等整備事業(国庫補助事業：農村地域・防災減災事業)

地区名	事業名	事業費(円)	事業場所	事業内容
鳥飼三箇牧水路	鳥飼三箇牧水路転落防止柵設置工事	15,994,000	摂津市安威川南町地内	転落防止柵設置 L=658.3m
目垣北	目垣北水路安全施設設置工事	2,992,000	茨木市目垣2丁目地内	縞鋼板設置 L=62.8m
北川排水路	北川排水路護岸整備工事(第1工区)	29,997,000	茨木市横江1丁目ほか地内	張ブロック工 L=144.9m
計		48,983,000		

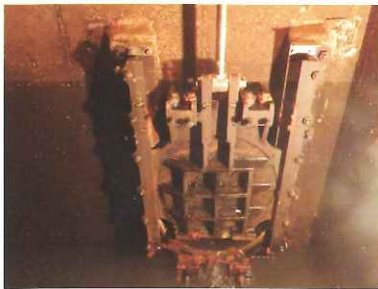
② 用排水施設等整備事業(国庫補助事業：農業水路等長寿命化・防災減災事業)

地区名	事業名	事業費(円)	事業場所	事業内容
神安水路	神安地区水路転落防止柵設置工事(墓路・鮎川水路)	7,304,000	高槻市唐崎南1丁目地内ほか	墓路水路 L=233.0m 鮎川水路 L=86.0m
計		7,304,000		

③ 基盤整備促進事業(国庫補助事業：農業水路等長寿命化・防災減災事業)

地区名	事業名	事業費(円)	事業場所	事業内容
浮ヶ町水路	浮ヶ町水路改修工事(第3工区)	5,335,000	高槻市西面北1丁目地内	水路工 L=24.1m
玉川用水路	玉川用水路補修工事(第2工区)	20,570,000	高槻市玉川2丁目ほか地内	水路補修 L=257.9m
別府用水路	別府用水路補修工事(第1工区)	9,284,000	摂津市東別府5丁目ほか地内	目地補修 N=95箇所
二階堂サイホン	新堂取水揚水機場取水樋門ほか1樋門整備工事	10,054,000	茨木市新堂1丁目ほか地内	ステンレス製スライドゲート N=2門
三島江	三島江中樋門ほか1樋門電動化工事	9,933,000	高槻市三島江2丁目ほか地内	巻揚機電動化 N=2門
計		55,176,000		

.(着手前)



(竣工)



【新堂取水揚水機場取水樋門ほか1樋門整備工事(新堂取水揚水機場取水樋門)】

④ 維持管理適正化事業

地区名	事業名	事業費(円)	事業場所	事業内容
明治水路	明治水路鋼矢板塗装工事(第9工区)	5,005,000	高槻市唐崎中4丁目ほか地内	鋼矢板塗装 A=203.5㎡
鳥飼北部揚水機場	鳥飼北部揚水機場ポンプ整備工事	5,830,000	摂津市鳥飼新町1丁目地内	水中ポンプ N=2台
計		10,835,000		

⑤ 基盤整備促進事業(国庫補助事業：水利施設等保全高度化事業)

地区名	事業名	事業費(円)	事業場所	事業内容
幹線用水路	水管理情報伝送装置実施設計業務	11,220,000	高槻市大字唐崎1318番1ほか10箇所	実施設計 1式
計		11,220,000		

⑥ 土地改良総合整備事業(国庫補助事業：水利施設等保全高度化事業)

地区名	事業名	事業費(円)	事業場所	事業内容
三箇牧揚水機場	三箇牧揚水機場機能保全計画策定業務	8,327,000	高槻市大字唐崎1318番1	機能保全計画策定 1式
三箇牧揚水機場	三箇牧揚水機場施設計画策定業務	11,165,000	高槻市大字唐崎1318番1	施設計画策定 1式
計		19,492,000		

◇ 令和4年度 主な事業予定 ◇

本年度は下表のとおり事業を予定していますので、地域の皆様のご協力をお願いします。

○府営事業

	事業区分	事業名	事業場所
1	国庫補助事業 (農村地域防災 減災事業)	幹線排水路整備(3)工事	幹線排水路(大阪市東淀川区相川 3丁目ほか)

○団体営事業

	事業区分	事業名	事業場所
1	国庫補助事業	北川排水路護岸整備工事(第2工区)	茨木市横江1丁目ほか地内
2		玉川用水路補修工事(第3工区)	高槻市玉川2丁目地内
3		別府用水路補修工事(第2工区)	摂津市安威川南町地内
4		五反田樋門電動化工事	高槻市唐崎西2丁目地内
5		水管理情報伝送装置整備工事(その1)	高槻市大字唐崎1318番1ほか10箇所
6		鳥飼南水路護岸ライニング工事(第6工区)	摂津市鳥飼下3丁目ほか地内
7		三箇牧揚水機場高圧機器取替工事	高槻市大字唐崎1318番1
8		西垣除塵機整備工事	高槻市西面南3丁目地内
9	神安単独	三箇牧揚水機場3号揚水ポンプ主電動機整備ほか工事	高槻市大字唐崎1318番1



団体営1 北川排水路



団体営3 別府用水路



団体営8 西垣除塵機



団体営9 三箇牧揚水機場
3号揚水ポンプ主電動機

◇ 用排水調整委員会委員の選任について ◇

各用排水調整委員会における令和4年10月現在の委員は、次のとおりです。
任期は令和5年3月31日までです。

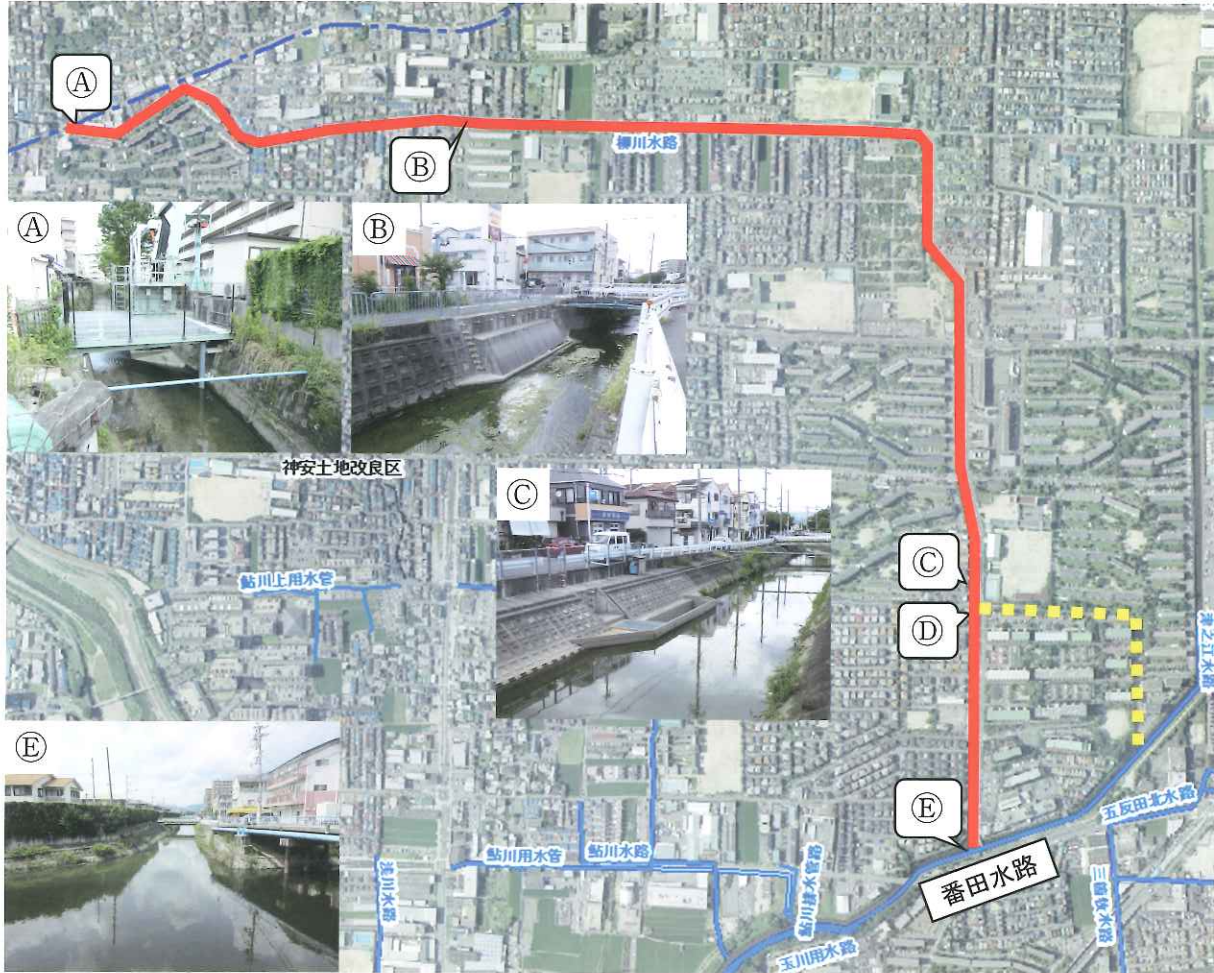
三箇牧用排水調整委員会		二階堂用排水調整委員会	
地区名等	氏名	地区名等	氏名
委員長	和田 收	委員長	松本 好博
唐崎	鳥野 忠澄	二階堂	辻田 勝夫
	辻本 豊廣		中村 一彦
	松永 剛	平田	前川 光一
西面	和田 康之	玉島	奥村 勇
	田中 清彦		島川 和夫
	加藤 晴子	目垣	澤田 昭雄
三島江	松本 恵子		井上 勝美
	吉田 泰通	鮎川	谷山 正昭
柱本	伊口 孝		杉本 徳保
	谷口 幸隆		
鳥飼上	辻 嘉英		
	岩田 一成		
目垣	杉本 正幸		
	澤田 昭雄		
	井上 勝美		



中部用排水調整委員会			
地区名等	氏名	地区名等	氏名
委員長	近藤 元二	味舌下	吉田 實治
野々宮	辻 清一		木下 芳則
	辻本 隆昭	小坪井	近藤 元二
島	吉田 忠明		山本 善信
	古川 貞和	別府	中埜 弥一郎
沢良宜浜三	中井 幸四郎		増田 俊明
沢良宜浜一	小西 要	鳥飼八町	今井 一也
沢良宜東	阪本 文雄		今井 敏治
	角谷 信實	真砂	松本 芳文
鶴野	岡本 康夫		古川 初男
	木下 均	内瀬	辻 明
	安田 庄太		寺本 尚司

施設紹介

柳川水路



※①・②・③下水への取込口
大雨により増水した柳川水路の水を下水道に取込む事により上流域の浸水被害を減らします。

※④昔の柳川水路
現在の柳川水路は牧田町から南側に流れていますが、昭和30年代頃までは玉川小学校から東側に曲がり沼澤通称なんば堀へ放流されておりました。

※⑤番田水路との合流部
高槻市芝生町1丁目から最下流は大阪市までへと流れている番田水路と柳川水路の合流部です。



「今昔マップ on the web」より作成

◇お 知 ら せ◇

大阪府土地改良事業団体連合会 第61回土地改良功労者表彰

浦 野 芳 博 氏

(受賞時：茨木市産業環境部次長兼農林課長、本区幹事)

令和4年5月25日(水)大阪府中央公会堂中集会室において、令和4年度第1回土地改良区等役職員研修会が開催された際に、第61回土地改良功労者表彰の授与式が行われました。



☆組合員資格得喪通知書の提出について(右頁参照)

組合員の皆様が所有する農地に売買や名義変更等がありましたら、その都度「組合員資格得喪通知書」を本土地改良区へ提出していただく必要がありますので、ご協力をお願いします。

◎どのようなときに「組合員資格得喪通知書」を提出するのか？

1. 農地の売買があったとき
2. 農地を借りたとき、又は貸したとき
3. 名義を変更(相続、贈与、経営移譲等)したとき
4. 住所の変更や耕作者の移動等があったとき

◎手続きについて

土地改良区の組合員が、その資格にかかる土地の権利の全部又は一部について移動した場合は、土地改良区に資格得喪の届出が必要です。(土地改良法第43条)

本土地改良区としても知りうる限り対処しておりますが、届出がなければ組合員名義は変わらず、元の組合員に賦課金がかかります。

農業委員会等の名義を変更しても、土地改良区の名義が自動的に変更されることはありませんので、ご注意ください。

なお、詳細につきましては、本土地改良区総務課までお問い合わせ下さい。

☆用地買収時には、農地転用申請が必要です

都市計画道路の整備や、市道拡幅工事による用地買収につきましても、土地改良法第42条ならびに第43条の規定に基づき、土地改良区への届出と決済金の納付が義務付けられています。

組合員の皆さまには、決済金制度の趣旨をご理解いただき、本区への手続きをお願いします。

☆令和5年4月1日以降、金融機関から賦課金および使用料・決済金等を納入いただく際、振込手数料が必要となります。

現在、りそな銀行本支店からお振込みいただく場合、振込手数料は無料となっておりますが、令和5年4月1日以降、すべての金融機関からのお振込みについて、振込手数料が必要となります。

(手数料額は、銀行ごとに異なります。)

なお、神安土地改良区の窓口で納入いただく場合は、振込手数料は不要です。

《記 載 例》

組合員資格得喪通知書

下記事項により組合員資格が得喪したので土地改良法第43条1項の規定により通知します。

令和 年 月 日 異動があった日以降、出来る限り速やかに提出してください。
提出が遅れると、新旧組合員とも、不利益を被る場合があります。

住 所 茨木市双葉町 12-22

これまで組合員であった方 現資格者

氏 名 神 安 太 郎 ②

住 所 茨木市双葉町 12-22

新たに組合員となられる方 新資格者

氏 名 神 安 一 郎 ②

新たに組合員となられる方 生年月日 大正・昭和・平成・令和 △△年 △△月 △△日生

神安土地改良区理事長 小 西 要 様

記

1 資格得喪の対象たる土地 相続、贈与、売買や経営委譲、賃借者変更などにより
改良区管内で農地の権利関係に移動があった土地

市	町 名	地 番	地 目	用 途	面積(m ²)	備 考
茨木市	双 葉 町	12-22-1	田	田	500	
	〃	12-22-2	田	田	500	〇〇氏へ使用賃借

2 資格得喪の原因及びその時期

(1) 原 因：相 続 その他 ()

(2) 時 期： 令和 年 月 日

21世紀土地改良区創造運動活動

☆十丁吸水路花壇 花の植え替え☆

令和4年6月1日(水) 茨木市平田台において周辺住民の方々と一緒に、十丁吸水路花壇の花の植え替えを行いました。



☆田植え☆

令和4年6月15日(水)、三箇牧小学校の5年生により田植えが行われました。



☆味生水路花いっぱい運動☆

令和4年5月24日(火)、味生水路花いっぱい運動が行われました。

